

特定不妊治療費助成事業実施状況調査【令和3年4月1日時点】

市町村	所管保健所	郵便番号	住所	担当部署	電話番号	制度開始時期	制度内容	備考
1	岩見沢市	068-8790	岩見沢市4条西3丁目1番地であえーる岩見沢3階 岩見沢保健センター	健康福祉部 健康づくり推進課 健康づくりグループ	0126-25-5540	平成25年4月 (平成29年4月)	北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、助成対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。 (1)夫婦のいずれかが、申請日の1年前から申請日までの間において引き続き岩見沢市に住所を有すること。ただし、転勤・移住等により夫婦がともに岩見沢市に転入した場合はこの限りではありません。 (2)法的に婚姻している夫婦であること。 (3)夫婦のいずれも市税及び国保料の滞納がないこと。 (4)夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること。 (5)治療を開始する妻の年齢が満43歳未満であること。 (6)他の市区町村において同種の助成を受けていないこと。	
2	美唄市	072-0026	美唄市西3条南3丁目6番3号	保健福祉部 健康推進課	0126-62-1173	H29年4月	対象者：平成29年4月1日以降に開始された治療によって、北海道の特定不妊治療費助成事業の対象となった方。治療期間から申請時において美唄市に住所を有し、市税の滞納がない方であること。(他の市町村から同様の助成を受けた、または受ける見込みのある方は対象となりません。) 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額は治療内容により15万円または7万5千円。	
3	三笠市	068-2154	三笠市高美町444番地	三笠市ふれあい健康センター	01267-3-2010	平成31年4月	特定不妊治療に要した費用額から、北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、15万円/回を限度とし、助成する。(採卵を伴わない治療7万5千円/回) 回数制限：40歳未満6回、40歳以上3回 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも三笠市に住所を有する者。 申請日の前年(1月～5月までの申請は前々年)の夫婦の所得の合計額が730万円未満であること。	
4	南幌町	069-0235	空知郡南幌町中央3丁目4番26号	保健福祉課 健康子育てグループ	011-378-5888	平成30年4月	年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満6回、40歳以上3回※第2子以降も同じ回数助成 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、採卵を伴う場合は限度額15万円、採卵を伴わない、治療を中止した場合は限度額7万5千円 (1)夫婦ともに南幌町に住所を有する (2)法律上の婚姻をしている者、事実婚関係にある者 (3)治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である (4)北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成の決定を受けている	
5	栗山町	069-1512	夕張郡栗山町松風3丁目2番52番地	住民保健課健康推進グループ	0123-73-2256	平成22年4月 (平成28年4月)	対象条件：(1)栗山町に3か月以上住所を有する者 (2)北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること) (3)町税および使用料などの滞納がないこと(夫婦ともに) 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円 回数限度：治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回)	
6	月形町	061-0511	樺戸郡月形町字月形1466番地1	保健福祉課保健係	0126-53-3155	平成30年4月1日	対象者：平成30年4月1日以降に開始された治療によって、北海道の特定不妊治療費助成事業の対象となった方。夫婦いずれも治療期間から申請時において月形町に住所を有し、町税の滞納がない方であること。(他の市町村から同様の助成を受けた、または受ける見込みのある方は対象となりません。) 限度額：対象治療費から道の助成額を差し引いた額とし、1回の治療につき15万円(初回治療のみ30万円)を限度に助成。 回数限度：治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回まで、40歳以上であるときは通算3回まで。	
7	芦別市	075-8711	芦別市北1条東1丁目3番地	市民福祉部 健康推進課 健康推進係	0124-27-7365	平成28年3月 (平成28年6月)	年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満である者 ⇒ 43歳になるまでに通算6回 40歳以上43歳未満である者 ⇒ 43歳になるまでに通算3回 ただし、妊娠12週以後死産に至った場合は、これまで受けた助成を通算回数に含めない。 年齢制限：無 限度額：治療に要した経費から道助成事業による助成額を控除した額1回の治療につき30万円を限度とする。ただし、治療を中断した場合は1回の治療につき10万円を限度とする。男性不妊治療は1回の治療につき、30万円を限度とする。 (1)北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けた者であること。ただし、同一の治療に対し他市町村の制度に基づき助成の決定を受けた者又は受ける見込みの者を除く。 (2)夫婦のいずれかが治療開始時及び終了時並びに助成申請時において、芦別市に住所を有し、同一の住所を居住地としていること。 (3)夫婦(芦別市に住所を有する者に限る。)のいずれも市税の滞納がないこと。	
8	赤平市	079-1192	赤平市泉町4丁目1番地	介護健康推進課	0125-32-5665	平成29年4月	対象：北海道特定不妊治療費助成事業による助成決定を受けた治療 限度額：1回の治療に要した費用から道の助成額を控除した額を対象とし、1回の助成額の上限は30万円(採卵を伴わない治療等は1回の治療につき10万円、男性不妊治療は1回の治療につき30万円を上限) 助成期間：北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けている期間 回数限度：治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回。(40歳以上43歳未満であるときは通算3回) (1)夫婦のいずれかが赤平市に住民登録を有する方 (2)他の市町村で同一の治療に関して給付を受けていない又は受ける予定がない方	
9	砂川市	073-0166	砂川市西6条北6丁目1-1	ふれあいセンター	0125-52-2000	平成27年3月 (平成28年7月)	年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降も同様 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円、ただし、初回は30万円、又、採卵を伴わない場合は75,000円。男性不妊治療は、初回の治療に限り30万円、2回目以降1回の治療につき15万円を上限。 (1)婚姻をされている方 (2)治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦 (3)夫婦のいずれかが、砂川市に住民登録がある方 (4)北海道が実施する特定不妊治療費助成事業の決定を受けている方 (5)市税の滞納がない方 (6)助成を受けようとする治療について、他の市町村から同様の助成を受けておらず、今後受ける見込みがない方	

10	歌志内市	703-0492	歌志内市宇本町5番地	保健福祉課 保健介護グループ	0125-42-3213	平成30年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満である者⇒43歳になるまでに通算6回 40歳以上43歳未満である者⇒43歳になるまでに通算3回 年数制限:無 対象者:北海道特定不妊治療費助成事業による助成決定を受けた者で、申請日において1年以上歌志内市に住所を有し、市税を滞納していない者。 限度額:治療に要した経費から道助成事業による助成金を控除した額1回の治療につき15万円(初回に限り30万円)。ただし、治療を中断した場合は1回の治療につき7万5千円。男性不妊治療は1回の治療につき15万円を上限に助成。 交通費:1回3,500円(上限6回)を上限に助成。	
11	奈井江町	079-0313	空知郡奈井江町本町10区	保健福祉課 健康づくり係	0125-65-2131	平成28年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40～43歳未満3回※助成を受けた後出産した場合は、これまで受けた助成回数はリセットされる。 年数制限:無 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額30万円(採卵を伴わない場合や治療を中止した場合は限度額10万円) (1)婚姻をしている夫婦で(原則法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実婚関係にある者も対象とする)、治療開始時に妻の年齢が43歳未満のもの (2)夫婦のいずれかが奈井江町の住民基本台帳に登録されている者、かつ、助成金の交付申請をする日まで引き続き1年以上居住する者 (3)北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成決定を受けた者 (4)医療保険に加入している者 (5)町税を滞納していない者	
12	上砂川町	073-0292	上砂川町字上砂川町40番地10	福祉課保健予防係	0125-62-2222	H29.4.1	年齢制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上43歳未満3回 限度額:1回の治療につき全額を助成する。 (1)法的に婚姻している夫婦であること。 (2)夫婦のいずれかが上砂川町に住民登録していること。 (3)北海道知事が指定した医療機関で治療していること。 (4)医療保険に加入していること。 (5)町税の滞納がないこと。 (6)治療を開始する妻の年齢が43歳未満であること。 (7)出産後2年以上継続して町内に居住すること。 以上の条件をすべて満たしたうえで北海道特定不妊治療費助成事業助成事業を受けた者。	※産後2年以内に転出した者に返還命令あり
13	浦臼町	061-0600	樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の27	長寿福祉課子育て支援係	0125-69-2100	H28.4.1	年齢制限・所得制限:制限無し 回数制限:通算1人6回まで 年数制限:制限無し 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額30万円 交通費:実際の交通手段にかかわらず1日の通院につき3,000円(上限ひと月10日) (1)夫婦のいずれかが、浦臼町に住民登録を有し、かつ1年以上経過している者 (2)婚姻をしている夫婦(原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実婚関係にある者も対象とする。) (3)北海道知事及び準ずる機関が指定する医療機関において治療を受けた者 (4)夫及び妻にかかる町税及び使用料等に滞納のない者	
14	新十津川町	073-1103	樺戸郡新十津川町字中央307番地1	保健福祉課 健康推進グループ	0125-72-2000	平成20年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限・年数制限・回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円 回数制限:治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回) 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、申請日時点で夫婦(事実婚含)とも新十津川町に1年以上住所を有する者。	
15	雨竜町	078-2692	雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地	住民課保健担当	0125-77-2212	平成25年4月 (令和3年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満⇒43歳になるまで通算6回 40歳以上43歳未満⇒43歳になるまで通算3回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 限度額:対外受精・顕微授精は、道の助成額を控除した額から30万円を上限に助成する。その他は道の助成額を控除した額から10万円を上限に助成する。 (1)夫婦のいずれかが雨竜町に住所を有し、交付申請するまで引き続き1年以上居住している者 (2)婚姻をしている夫婦(事実婚関係も含む) (3)医療保険に加入している者 (4)町民税等、公的使用料の滞納がない者 (5)北海道の特定不妊治療費助成事業による決定を受けた者	
16	深川市	074-8650	深川市2条17番3号	市民福祉部 健康・子ども課	0164-26-2609	平成23年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 助成額:特定不妊治療に要した費用から北海道特定不妊治療費助成事業による助成金を差し引いた額の9割を15万円を限度に助成する。(治療によっては限度額7万5千円) 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降は通算助成回数をリセット 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦いずれか一方が深川市に住所を有する者。	
17	妹背牛町	079-0592	雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地	健康福祉課健康グループ	0164-32-2411	平成25年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降は、子どもごとに上記の回数を助成 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額の9割。限度額15万円 (1)北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成の決定を受けた者であること。 (2)妹背牛町に居住し、住所を有する夫婦であること。 (3)夫及び妻に公租公課の滞納がない者。	
18	秩父別町	078-2192	雨竜郡秩父別町4101番地	住民課保健指導グループ	0164-33-2111		年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40～43歳未満3回 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額の9割、限度額15万円 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、夫婦ともに秩父別町に居住し、住所を有するご夫婦。	

19	北竜町	078-2512	雨竜郡北竜町字和11番地1	住民課保健指導係	0164-34-2111	平成25年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限・回数制限・年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額の9割に相当する額、1回の限度額15万円 回数限度:治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回) 回数限度:治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回) (1)北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること) (2)夫婦のいずれか一方が、北竜町に住所を有すること (3)夫婦のどちらとも、他市区町村において同種の助成を受けていないこと
20	沼田町	078-2202	沼田町南一条3丁目6番53号	保健福祉課健康グループ	0164-35-2120	平成26年4月 (平成29年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40~43歳未満3回 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額の9割、1回の限度額15万円
21	石狩市	061-3216	石狩市花川北6条1丁目41-1	保健福祉部保健推進課	0133-72-3124	平成28年4月	北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた者が対象 年齢制限・所得制限・回数制限・年数制限・男性不妊:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円(採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られない等による治療の中止の場合は、2万5千円を限度とする。)※男性不妊も5万円を限度とし助成する ・北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、申請日において、夫婦のどちらかが石狩市に住所を有する方 ・夫婦にかかる市税などに滞納のない方 ・助成を受けようとする治療について、他の市町村から同様の助成を受けていない方
22	新篠津村	068-1192	石狩郡新篠津村第47線北13番地	住民課保健予防係	0126-57-2111	平成30年4月	年齢制限・所得制限・回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ(第2子以降に関する助成及び男性不妊治療の助成要件含む) 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額(限度額15万円) 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(すでに北海道の承認通知をうけている事)で、かつ夫婦のいずれかが新篠津村に住所を有する者
23	千歳市	066-8686	千歳市東雲町2丁目34番地	保健福祉部母子保健課母子保健係	0123-24-0771	平成27年4月 (平成29年4月)	年齢制限・所得制限・回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ(第2子以降に関する助成及び男性不妊治療の助成要件含む) 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円 回数限度:治療の対象となる子ども毎に40歳未満:6回、40歳以上:3回 (1)夫婦のいずれも千歳市に住所を有するもの (2)夫婦のいずれも千歳市において市税の滞納がないもの (3)同一の特定不妊治療に要する経費に関して、他の市町村において同等の助成を受けていない(見込みがない)もの (4)法律上の婚姻をしていること(原則、法律婚を対象とするが、事実婚姻にある者も対象とする。) * (5)削除。(5)夫婦の前年度(1月から5月までの申請については前々年度)の所得が合計が730万円未満であること
24	恵庭市	061-1442	恵庭市緑町2丁目1-1	保健福祉部保健課	0123-25-5700	平成17年4月 (令和3年3月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 助成額:5万円まで【凍結胚移植(採卵を伴わないもの)または採卵したが状態のよい卵が得られない等のために中止したものについては1回につき2万5千円まで】 男性不妊治療:特定不妊治療に至る過程の一貫として、精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(採卵を伴わない治療を除く) 第2子以降の特定不妊治療:第2子以降の治療の対象となる子ども毎に初めて特定不妊治療の助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回(40歳以上であるときは通算3回)まで助成 (1)北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱(平成16年10月1日実施。以下「北海道要綱」という。)による助成の決定を受けた者 (2)妻が恵庭市に住所を有する者であること。 (3)婚姻をしている夫婦であること。 (4)同一の特定不妊治療に要する経費に関して、他の市町村において同等の助成を受けていない者又は受ける見込みのない者 (5)北海道要綱において指定する道内の医療機関において治療を受けた者。ただし、やむを得ない事情等により道外の医療機関において特定不妊治療を行った場合にあっては、北海道要綱第4の3(1)及び(2)の規定を準用し取り扱うものとする。
25	北広島市	061-1192	北広島市中央4丁目2-1	保健福祉部健康推進課	011-372-3311	平成28年4月	対象:北海道の特定不妊治療費助成を受けた方で、法律上の婚姻をしている夫婦または妻が、治療期間および申請日に北広島市に住民票があること。また、夫婦の前年の所得(合計額)が730万円未満であること(ただし、1月から5月の間に行う申請の場合は前々年度の所得)。 限度額:1回の治療につき5万円まで【凍結胚移植(採卵を伴わないもの)または採卵したが状態のよい卵が得られない等のために治療を中止したものについては、1回につき2万5千円まで】
26	寿都町	048-0406	寿都郡寿都町字渡島町140番地1	町民課健康づくり係	0136-62-2513	平成24年4月 (平成28年3月)	対象者:(1)北海道の特定不妊治療費助成事業の交付を受けた者。または年齢による条件のみで、北海道の事業による助成を受けられなかった者。 (2)夫婦ともに寿都町に住所を有する方。 (3)町税及び使用料等の滞納がない方。 限度額:北海道の助成あり1回あたり北海道が補助した額の1/2以内の額か、治療に要した医療費の自己負担額から北海道が補助した額を差し引いた額のいずれか低い方の額。 北海道の助成なし1回あたり医療費の自己負担額の1/2以内の額か、7万5千円のいずれか低い方の額。 回数限度:治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回)
27	黒松内町	048-0101	寿都郡黒松内町字黒松内586番地1	保健福祉課(保健福祉グループ)	0136-72-4285	平成29年4月	対象者:①北海道特定不妊治療費助成事業による助成決定を受けた方②夫婦ともに黒松内町に住所を有する方③他市町村から同様の助成を受けた方、受ける見込みの方は除く 助成内容:対象治療費から道の助成額を控除した額(限度額10万円あるいは5万円) 助成回数:北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱に定められた回数

28	二セコ町	048-1595	虻田郡二セコ町字富士見55番地	保健福祉課 健康づくり係	0136-44-2121	平成29年4月 (平成31年4月1日)	<p>対象者</p> <p>(1) 法律上の婚姻をしている夫婦であること。 (2) 夫婦のいずれかが二セコ町に住民登録を有する者でかつ町内に住所を有する者であること。 (3) 医師の診断により治療が必要であると認められた者であること。 (4) 夫婦のいずれも町税等に滞納がない者であること。 (5) 他の市区町村において不妊症治療に要した経費の助成を受けていない者又は受ける見込みのない者であること。 (6) 北海道事業による助成の決定を受けた者又は北海道事業の対象とならない者</p> <p>助成額</p> <p>(1) 特定不妊治療に要した費用から北海道が助成する額を差し引いた額について、1回の治療につき75,000円(初回治療は150,000円)、治療区分CまたはFの場合は37,500円を限度とする。男性不妊治療は75,000円を限度とする。 (2) 北海道事業の助成の対象とならない場合は、町の上限範囲内の額とする。</p> <p>助成回数</p> <p>(1) 初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上の場合は通算3回までとする。 (2) 男性不妊治療は通算6回までとする。</p>
29	真狩村	045-1631	虻田郡真狩村字真狩118番地	住民課保健係	0136-45-3612	平成30年4月1日	<p>対象者: (1) 法律上婚姻している夫婦 (2) 妻の年齢が43歳未満 (3) 村民税等の滞納がないこと (4) 夫婦の所得が730万円未満 (5) 医療各保険法の被保険者 (6) 他市町村で不妊治療を受けていない、受ける見込みのない者 (7) 北海道不妊治療助成事業の交付を受けた者 (8) 真狩村に居住している夫婦</p> <p>年齢制限・所得制限: 北海道の特定不妊治療助成事業と同じ 回数制限: 40歳未満6回、40歳以上3回</p> <p>限度額: 治療に要した医療費の本人負担額の合計(道助成事業により受けることが可能な金額を控除した額とする。))に対して、採卵を伴う治療1回につき15万円、以前に凍結した胚を用いるなどの採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのために治療を中止した場合は1回につき7万5千円のいずれか少ない方の額とする。</p>
30	京極町	044-0101	虻田郡京極町字京極527番地	健康推進課	0136-42-2111	平成27年4月	<p>特定不妊治療に要した費用額から、北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、150,000円(採卵を伴わない治療75,000円)を限度に助成する。また、男性不妊治療1回につき150,000円を限度とする。(対象者及び回数は北海道要綱に準ずる)</p> <p>北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも京極町に住所を有し、町税及び使用料等の滞納がない者。</p>
31	倶知安町	044-0001	倶知安町北1条東3丁目3番地	倶知安町役場 こども未来課母子保健係	0136-22-1144		<p>特定不妊治療に要した費用額から、北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、初回10万円、2回目以降7.5万円を限度に助成する。また、男性不妊治療1回につき5万円を限度とする。</p> <p>回数制限: 通算3回</p> <p>北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始時において、夫若しくは妻のいずれか一方又は両方が町内に住所を有していること、町に申請する治療において他の市町村の助成を受けていない者又は受ける予定がない者</p>
32	古平町	046-0121	古平郡古平町大字浜町644番地 元氣プラザ内	保健福祉課 保健医療係	0135-42-2182	平成28年4月	<p>年齢制限・所得制限: 北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限: 40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限: 通算5年まで</p> <p>限度額: 対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円</p> <p>治療に要した医療費の本人負担額の合計(道助成事業により受けることが可能な金額を控除した額とする。))に対して、採卵を伴う治療は1回につき15万円、以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのために治療を中止した場合は1回につき7万5千円のいずれか少ない方の額とする。</p> <p>(1) 治療の開始前に法律上の婚姻をしている者 (2) 夫婦いずれもが、対象となる治療の開始前に古平町に住民登録を有する者で、今後も居住の見込みがあること (3) 妻の年齢が43歳未満であること (4) 夫婦いずれもが、町税等に滞納がないこと。 (5) 夫婦の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年の所得)の合計額が、730万円未満である者(所得の範囲及び所得の額の計算方法については、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条及び第3条を準用します。) (6) 夫婦のいずれもが、医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。 (7) 他の市区町村において、特定不妊治療に要した経費の助成を受けていない者又は受ける見込みのない者 (8) 北海道特定不妊治療費助成事業(以下、「道助成事業」という。)実施要綱による助成の決定を受けた者 (9) 町長が指定する医療機関において治療を受けた者。 ※町長が指定する医療機関は、道助成事業実施要綱第4で北海道知事が指定する医療機関を町長が指定した医療機関とみなします。</p>
33	余市町	046-8546	余市郡余市町朝日町26番地	余市町民生部子育て・健康推進課	0135-21-2122		<p>特定不妊治療を受け、北海道特定不妊治療費助成事業助成金を受けた夫婦に対して、余市町が独自に上乗せ助成を行います。(上限額5万円～15万円)</p> <p>対象者は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の婚姻をしていること。</li> <li>・夫婦のいずれかが町内に住所を有すること。</li> <li>・夫婦ともに町税の滞納がないこと。</li> <li>・他の市町村において、同一治療において助成を受けていない、または受ける見込みがないこと。</li> </ul>

34	仁木町		048-2492	余市郡仁木町西町1丁目36番地1	ほけん課保健係	0135-32-2514	平成28年4月1日 (平成29年4月1日)	<p>年齢制限・所得制限：なし 回数制限：通算6回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 年数制限：なし 限度額：①・特定不妊治療に要した費用額から、北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、初回15万円、2回目以降は7.5万円/回までを助成する。また、採卵を伴わない治療・状態が良い卵を得られないなど治療を中断した場合、3.75万円までを助成する。 ・対象とならない者は特定不妊治療に要した費用額から初回30万円、2回目以降は15万円/回までを助成する。また、採卵を伴わない治療・状態が良い卵を得られないなど治療を中断した場合、7.5万円までを助成する。 ②・道事業による助成の決定を受けた者については、男性不妊治療に要した費用から道事業で助成を受けることが可能な額を控除し、1回につき7.5万円を限度とする。 ・道事業にならない者については、男性不妊治療に要した費用のうち、1回につき15万円を限度とする。 ・第2子目以降も同様に助成します。(初回治療助成額は対象となりません。)</p> <p>(1) 法律上の婚姻している夫婦であること。 (2) 夫婦のいずれかが仁木町に住民を有する者であること。 (3) 医師の診断により治療が必要であると認められた者であること。 (4) 夫婦のいずれも町税及び国民健康保険税に滞納がない者であること。 (5) 他の市区町村において不妊治療及び不育症治療に要した経費の助成を受けていない者又は受ける見込みがない者。 (6) 道事業による助成の決定を受けた者又は道事業の対象とならない者であること。</p>	
35	共和町	岩内	048-2202	岩内郡共和町南幌似38番地2	保健福祉課健康推進係	0135-73-2011	平成29年4月	<p>年齢制限・所得制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満6回、40歳以上3回※第2子以降も上記回数と同様に助成 限度額：1回当たり道事業により助成を受けた額の2分の1以内の額又は、対象治療費から道の助成額を控除した額のいずれか低い方の額とし、15万円を限度として助成。ただし、食事代、入院費、文書料及び凍結保存に係る費用等は助成の対象としない。 * 特定不妊治療に至る過程の一環として、精子を採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合も対象とする。 (1) 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者 (2) 夫婦共に共和町に住所がある方(原則、法律婚を対象としますが、事実婚関係にある方も対象となります。) (3) ご夫婦に係る町税および使用料等に滞納がない方 (4) 助成を受けようとする治療について、他の市町村から助成を受けておらず、今後も受ける見込みがない方</p>	
36	室蘭市		050-0083	室蘭市東町4丁目20-6	保健福祉部健康推進課	0143-45-6610	平成27年4月 (平成28年4月)	<p>交付対象者：次の要件に全て該当する人 ①「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成の決定を受けた人 ②夫婦のどちらかが室蘭市に住所がある人 ③夫婦どちらも市民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税の滞納がない人 ④他の市町村で同じ治療に対し助成をうけていない人 助成額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円</p>	男性不妊治療の助成有 限度額5万円
37	登別市		059-0016	登別市市倉町6丁目9番地1 登別市総合福祉センターしんた21	保健福祉部健康推進グループ	0143-85-0100	平成29年4月	<p>年齢制限・所得制限・回数制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円 交付対象者：次のいずれにも該当する人 ・道の助成金の交付決定を受けた人 ・夫婦のいずれかが、特定不妊治療の終了の日から登別市に申請するまでの間において登別市に住民登録を有する人 ・登別市に申請した日において、夫婦のいずれも登別市の市税(市民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税及び国民健康保険税)の滞納がないこと</p>	男性不妊治療の助成有 限度額10万円
38	伊達市		052-0024	伊達市鹿島町20番地1	健康福祉部子育て支援課	0142-23-3331		<p>年齢制限・所得制限・回数制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額5万円 交付対象者：次のいずれにも該当する人 ・道の助成金の交付決定を受けた人 ・治療開始日から申請日まで夫婦とも伊達市に住所を有する者</p>	
39	豊浦町	室蘭	〒049-5411	北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1	総合保健福祉施設保健センター	0142-82-3844	平成24年4月 (平成29年2月)	<p>年齢制限・所得制限・回数制限・年数制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額：なし(対象治療費から道の助成額を控除した額) ・法律上の婚姻をしている夫婦であること ・夫婦ともに、豊浦町内に6か月以上住民登録しており、引き続き定住の意思があること ・医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること ・夫婦ともに町税等の滞納がないこと ・北海道特定不妊治療費助成事業の対象者であること</p>	
40	杜管町		052-0101	有珠郡杜管町滝之町284番地2	住民福祉課健康づくり係	0142-66-2340	平成31年4月1日	<p>特定不妊治療を受け、北海道特定不妊治療費助成事業助成金を受けた夫婦に対して、杜管町が独自に上乘せ助成を行います。 対象者は次のとおり ①不妊治療費助成事業受診等証明書 ②治療に係る領収書 ③北海道要綱による助成決定通知書の写し ④夫及び妻の保険証の写し ⑤その他町長が必要と認める書類</p>	男性不妊治療の助成有 通算6回
41	洞爺湖町		049-5604	洞爺湖町栄町63-1	健康福祉センター	0142-76-4006	平成20年4月	<p>年齢制限：なし 所得制限：なし 回数制限：1年度2回限度 年数制限：通算5年まで 限度額：限度額5万円 限度額：限度額5万円 (1) 法律上の婚姻をしていること。 (2) 夫婦とも洞爺湖町に居住し、1年以上住民基本台帳に記録されていること。 (3) 夫婦とも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。 (4) 夫婦とも町税の滞納がないこと。 (5) 北海道知事又は町長が指定した医療機関で治療を受けていること。 ※ 年齢要件、所得制限は設けていない。</p>	

42	苫小牧市	053-8722	苫小牧市旭町4丁目5番6号	健康こども部 健康支援課	0144-32-6407	平成27年4月 (平成30年4月)	要件:実際に特定不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、下記5つのすべての要件に該当する者。 1.夫婦のいずれかが、治療終了時及び交付の申請時において苫小牧市に住所を有していること。 2.法律上の婚姻をしていること。 3.北海道並びに北海道内の政令市及び中核市の特定不妊治療費助成事業の助成の決定を受けている者。 4.夫婦にかかる市税等に滞納がないこと。 5.同一の治療に関して、他の市町村から同等の助成を受けておらず、かつ、受ける見込みがないこと。 回数制限:妻の年齢が40歳未満6回、40歳以上3回、 (第2子以降も同様) 限度額:対象治療費からの道の助成額を控除した額、限度額5万円。※男性不妊治療も同様	※道の事業への の上乗せ事業
43	白老町	059-0904	白老町東町4丁目6-7	健康福祉課 健康推進G	0144-82-5541	平成28年4月	年齢制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 所得制限:なし 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限:なし 限度額:対象治療費からの道の助成額を控除した額、1回の治療につき10万円(ただし、別添図のC及びFの治療については、5万円)限度額 ※:女性不妊治療のみ実施 ・北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦のどちらかが白老町に住所を有すること。 ・法律上の婚姻をしていること。 ・町税等の滞納がないこと。	
44	厚真町	059-1692	厚真町京町165番地1	住民課 健康推進グループ	0145-26-7871	平成29年4月1日	●回数制限 初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が ・40歳未満の場合・・・通算助成回数 6回 ・40歳以上43歳未満の場合・・・通算助成回数 3回 ●助成額: (1)採卵を伴う治療・・・対象治療費からの道の助成額を控除した全額 (2)採卵を伴わない治療・・・治療1回につき上限額7万5000円 (3)男性不妊治療を行った場合・・・(1)の他に、道の助成額を差し引いた治療費の全額 ●対象者: (1)原則として、法的に婚姻しており、(2)厚真町に引き続いて6ヶ月以上居住している夫婦であること。(配偶者の仕事の都合等で妻のみが厚真町に居住している場合でも対象) (2)妻の年齢が満43歳未満であること。 (3)北海道特定不妊治療費助成事業の助成を受けていること (4)北海道知事が指定する医療機関で治療を受けた者。(やむを得ない事情で、道外の医療機関で特定不妊治療を行った場合でも対象)	
45	安平町	059-1931	安平町追分中央1番地40	健康福祉課 健康推進グループ	0145-25-2425	平成18年3月 (平成28年4月)	年齢制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 所得制限:なし 回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 年数制限:なし 限度額:対象治療費からの道の助成額を控除した額、限度額30万円 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも安平町に住所を有する者。	男性不妊治療 費助成もあり 内容は道に順 するが所得制限 はなし。限度額 は対象治療費 からの道の助成額 を控除した額、 限度額10万円
46	むかわ町	054-8660 054-0211	むかわ町美幸2丁目88番地 むかわ町穂別81番地	健康福祉課 保健G 健康福祉課 健康G	0145-42-2415 0145-45-3326	平成26年7月	第1子・第2子を対象とした特定不妊治療(体外受精、顕微受精) 年齢制限:43歳未満 所得制限:なし 限度額:30万円/回(道の助成をうけている場合は道の助成額を控除した額) 回数制限:第1子、第2子の治療毎に通算10回 (1)治療が行われた日及び申請日に夫婦いずれかがむかわ町に住所を有する方。 (2)治療が行われた日に、妻の年齢が43歳に達していない方。 (3)申請を行う日において、夫婦ともに町税等の滞納がないこと。 (4)医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。 (5)他の市町村から助成対象治療費の助成をうけていないこと。	
47	浦河町	057-8511	浦河町築地1丁目3番1号	保健福祉課 健康推進係	0146-26-9004	平成26年4月	年齢制限・所得制限:なし 回数制限:1夫婦当たり通算10回 年数制限:なし(※治療終了後6か月以内に申請) 限度額:対象治療費からの道の助成額を控除した額より、初回15万円、2回目以降7万5千円、特定不妊治療に至る過程の一環としての男性不妊治療は特定不妊と同時申請を原則とし7万5千円を上限に助成する。(道の助成事業非対象者も同様の金額を上限に助成)凍結胚移植数場合及び医師の判断により治療を中止した場合等は3万8千円とする ①法律上の婚姻をしている夫婦であること ②夫婦の双方が浦河町に住所を有すること ③夫婦の双方が浦河町に生活の実態があること ④治療終了後も②及び③を満たす見込みであること ⑤医療保険各法における被保険者又は被扶養者であること ⑥夫婦の双方に税の滞納がないこと	
48	様似町	058-0014	様似町大通2丁目98番地の2	保健福祉課 健康推進係	0146-36-5511	平成27年4月 (平成28年4月)	体外受精・顕微受精 年齢制限・所得制限:なし 回数制限:年数を問わず6回 年数制限:なし 限度額:対象治療費からの道の助成額を控除した額、限度額20万円 ①法律上の婚姻をしていること。 ②夫婦のいずれかが対象となる治療の開始前に様似町に住所を有し、今後も居住の見込みがあること。 ③夫婦のいずれもが、医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。 ④夫婦ともに徴税等の滞納がないこと。 ⑤北海道知事または町長が指定した医療機関で治療していること。 ⑥他の市町村において、特定不妊治療又は一般不妊治療に要した費用の助成を受けていないこと。	

49	えりも町		058-0292	幌泉郡えりも町字本町206	保健福祉課保健予防係	01466-2-4630	平成27年4月	胎外受精・顕微授精が対象 年齢制限：なし 所得制限：なし 回数制限：通算6回まで 限度額：道の助成事業該当の場合は道の助成額を控除した額とし上限15万円（所得730万円以上は上限7.5万円）（道要綱別添図に掲げる治療内容C及びFについては3万7千5百円） (1)法律上の婚姻をしていること。 (2)夫婦のいずれかが、対象となる治療の開始前にえりも町に住所を有していること。 (3)夫婦のいずれもが、医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること。 (4)夫婦のいずれもが、えりも町税等の滞納に対する制限措置に関する条例に規定する、町税等及び使用料等に滞納がないこと。 (5)北海道知事又は町長が指定した医療機関で治療していること。 (6)他の市町村において、特定不妊治療又は一般不妊治療に要した費用の助成を受けていないこと。	
50	日高町		059-2192	沙流郡日高町門別本町210-1	子育て健康課健康増進グループ	01456-2-6571	平成25年4月 (平成28年4月)	対象：北海道特定不妊治療費助成事業の助成が決定された者で、夫婦どちらかが日高町に住所を有し、町税等の滞納がない者。 年齢・回数制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円	
51	平取町		055-0195	平取町本町35-1	保健福祉課保健推進係	01457-4-6112	平成29年4月	年齢制限：なし 所得制限：なし 回数制限：なし 年齢制限：なし 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、1組の夫婦に対し1回10万円、通算100万円限度 (1)法律上の婚姻をしていること。 (2)夫婦ともに平取町に住所を有すること。 (3)夫婦いずれか、若しくは両方が、申請日の一年以上前から平取町に在住していること。 (4)医療保険のいずれかに加入していること。 (5)夫婦ともに町税等を滞納していないこと。 ※1人目・2人目以降の治療は問わない。	
52	新冠町	静内	059-2492	新冠郡新冠町字北星町3番地の2	保健福祉課保健福祉グループ健康推進係	0146-47-2113	平成25年7月 (平成28年4月)	年齢・所得制限：なし 回数・年齢制限：なし 助成額：対象治療費から道の助成額を控除した額、1回あたり15万円限度、通算150万円限度 (1)法律上の婚姻をしていること (2)夫婦ともに新冠町に居住し、どちらかが日本国籍であること (3)夫婦ともに町税を滞納していないこと (4)北海道等が不妊治療を行う医療機関として指定する医療機関で不妊治療を受けた者であること	特定不妊治療の過程で男性不妊治療手術を行った場合はその費用についても、対象経費とする。
53	新ひだか町		056-0004	日高郡新ひだか町静内線町4丁目5番1号	保健福祉部健康推進課	0146-42-1287	平成25年4月	年齢制限：なし 所得制限：なし 回数制限：なし 年齢制限：なし 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額で、1回の治療につき5万円もしくは10万円を限度とする（治療内容によって金額が変わります）。また、同一夫婦につき、通算して100万円を限度とする。 1. 夫又は妻が新ひだか町に3か月以上住所を有していること 2. 婚姻をしている夫婦（原則、法律婚を対象とするが、事実婚関係にある者も対象とする） 3. 北海道等が指定する医療機関で特定不妊治療を受けたこと 4. 夫婦ともに町税等に滞納がないこと	
54	北斗市		049-0192	北斗市中央1-3-10	子ども・子育て支援課	0138-73-3111	平成28年4月	年齢制限：北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限：40歳未満5回（2回目の申請から適応）、40歳以上3回 限度額：対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円 婚姻をしている者（事実婚関係にある者を含む） (2)夫婦の一方が北斗市に住居していること。 (3)市民税の滞納がないこと。 (4)治療を開始する妻の年齢が満43歳未満であること。 (5)北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた方（既に北海道の承認通知を受けていること） (6)夫婦のどちらとも、同一年度にも他市区町村において同種の助成を受けていない方。	
55	知内町		049-1103	上磯郡知内町字重内31-130	生活福祉課健康推進係	01392-5-3506	平成30年4月	1回の治療につき20万円を上限額とし、通算10回を超えない範囲 ※以前に凍結した胚を用いる等の排卵を伴わない治療、状態がよい卵が得られない場合などのため治療を中止した場合は1回につき10万円を上限額、男性不妊治療の場合は1回の治療につき20万円を上限額（ただし、北海道不妊治療費助成事業により受けることが可能な金額を控除した額とする。） 特定不妊治療を受けた者で次のすべての要件に該当する者 (1)治療開始前に法律上の婚姻をしている者 (2)夫婦のいずれかが、対象となる治療の開始前に知内町に住所を有し、今後も居住の見込みがあること。 (3)夫婦のいずれもが医療保険各法による被保険者、組合員又は被保険者であること。 (4)夫婦のいずれもが町税に滞納がないこと。 (5)他の市区町村において、特定不妊治療又は一般不妊治療に要した費用の助成をうけていないこと又は受ける見込みのないこと。	
56	鹿部町	渡島	041-1498	茅部郡鹿部町字鹿部252番地1	保健福祉課	01372-7-5291	平成27年4月 (改正なし)	治療に要した医療費の自己負担額（北海道の助成金を控除した額）に対して1回の治療につき20万円までとし、通算5年間で10回まで助成。 治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回（40歳以上であるときは通算3回） 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者（既に北海道の承認通知を受けていること）でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも鹿部町に住所を有する者。	

57	森町	049-2393	茅部郡森町字御幸町144番地1	保健福祉課国保係	01374-7-1085	平成28年4月	<p>年齢制限:43歳未満 回数制限:通算10回まで 年数制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1回の限度額20万円 (1)夫婦ともに森町に住民登録を有した日以降に行う治療であり、かつ治療終了後も森町に住民登録を有し、生活する見込みがあること。 (2)治療開始時において、法律上の婚姻をしている夫婦であること。 (3)治療開始時において、医療保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者であること。 (4)1回の治療開始時において、妻の年齢が43歳に達していないこと。 ※特定不妊治療の場合は、採卵準備のための投薬開始から、体外受精又は顕微授精1回に至る過程が終了した時点で助成終了となります。 (5)申請日現在において、夫婦いずれも、申請日の属する前年度分までの町税、各種使用料等に未納がないこと。</p>	
58	今金町	049-4308	瀬棚郡今金町字今金17-2	今金町保健福祉課健康づくりグループ	0137-82-2780	平成28年4月	<p>対象:原則法律上の夫婦である。(但し申立書等により事実婚も可)夫婦ともに今金町に1年以上住民票がある。妻の年齢が治療開始日に43歳未満である。(R3年度に限りコロナ感染症受診救済のため44才未満とする。)税金の滞納がない。過去に他の市町村で同様の助成を受けていない。北海道特定不妊治療助成事業を申請した方(特定不妊治療は道助成事業対象者はそちらが優先) 助成内容:治療に要した医療費の自己負担額(北海道特定不妊治療費助成事業により受けることが可能な金額を控除した額とする)に対して、子ども1回の治療につき15万円まで助成し、1人あたり6回を超えないものとする。(助成後、出産した場合は助成回数をリセットできる)</p>	
59	せたな町	049-4592	久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1	保健福祉課保健推進係	0137-84-5984	平成28年6月	<p>内容:主に自費診療分の治療 対象:①法律上婚姻②治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満③申請時夫婦とも1年以上せたな町に住所を有する④税滞納がない 助成金額・回数:1回15万円上限(道助成該当者は1回の治療に要した費用から道の助成金を控除した額)、通算6回(2回目以降を助成対象とし、上限5回)</p>	
60	江差町	043-8560	檜山郡江差町字中歌町193番地1	健康推進課健康推進係	0139-52-6718		<p>特定不妊治療に要した費用額から、北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額(1回あたり15万円まで)を助成する。 ※採卵を伴わない治療については1回あたり7万5千円まで助成。 助成対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。 (1)夫婦ともに江差町に住所があること (2)法律上の婚姻をしている夫婦であること (3)町税の滞納がないこと (4)夫婦ともに医療保険に加入していること (5)治療を開始する妻の年齢が43歳未満であること</p>	
61	上ノ国町	049-0698	檜山郡上ノ国町字大留96上ノ国町高齢者等健康づくり総合交流センター	保健福祉課健康支援グループ	0139-55-4460	平成26年7月	<p>年齢制限・所得制限:年齢制限・所得制限はありません 回数・年数制限:治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回) 限度額:北海道特定不妊治療助成事業による助成金額を控除した額の全額 ①法律上の婚姻をしている者同士で、夫婦が治療開始前1年以上上ノ国町に居住し、住民基本台帳に登録されていること。 ②医療保険各法に規定する医療保険に加入している者 ③特定不妊治療・男性不妊治療においては、北海道知事及び準ずる機関が指定する医療機関において治療を受けた者</p>	
62	厚沢部町	043-1113	檜山郡厚沢部町新町181-6厚沢部町保健福祉センター	保健福祉課健康増進係	0139-64-3319	平成28年5月	<p>特定不妊治療に要した費用から北海道が助成する額を差し引いた額に対し、20万円を上限に助成。男性不妊治療についても、要した費用から北海道が助成する額を差し引いた額に対し、15万円を上限に助成。 対象者、対象となる治療は北海道に準ずるが、対象となる治療の開始日が平成28年4月1日以降に限る。 治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回) 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも厚沢部町に住所を有する者。</p>	
63	鷹栖町	071-1201	上川郡鷹栖町南1条3丁目2-1	健康福祉課子育て支援係	0166-87-2112	平成27年4月(平成28年4月)	<p>年齢制限:43歳未満 回数制限:子ども1人あたり6回まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円 ①産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科で不妊症と診断され、治療を受けた方 ②婚姻をしているご夫婦(原則、法律婚が対象となるが、事実婚関係にある方も対象とする) ③夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が鷹栖町に住所を有している方 ④医療保険に加入している方(国民健康保険、協会けんぽなど) ⑤夫婦どちらも町税、使用料などの滞納がない方</p>	男性不妊治療:対象治療費から道の助成額を控除した額で1回の治療につき上限15万円
64	東神楽町	071-0592	上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号	健康ふくし課	0166-83-5431	平成29年4月	<p>年齢制限、所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:治療開始初日の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回、40~43歳未満の場合は通算3回(年度内)。 ※第2子以降は、新たに上記の治療を受けることができる。 限度額:①採卵を伴う治療(1回につき30万円以内) ②凍結胚など採卵を伴わない治療、又は状態のよい卵が得られないなどの理由で治療を中止した場合(1回につき10万円以内) ③精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)(1回につき30万円以内) 1 婚姻が確認できる法律上の夫婦又は、事実婚関係にある者であって、産科、婦人科等医療機関において不妊症と診断された方。 2 夫婦ともに東神楽町の町民であって、助成金交付申請日まで町内に在住している方。 3 医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員又は被扶養者である方。 4 治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満である方。 5 夫婦のいずれも町民税等の滞納がない方。 6 他の市区町村において、不妊治療に要した経費の助成を受けていない、又は受ける見込みのない方。</p>	男性不妊治療を行った場合は、1回の治療につき30万円まで

65	当麻町	078-1393	上川郡当麻町3条東2丁目11-1	保健福祉課健康推進係	0166-84-2111	平成29年4月	<p>保険適用外治療に限る 年齢制限:43歳未満 所得制限:なし 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降の治療についても子ども毎に上記回数を助成 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1回の治療につき15万円を上限 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも当麻町に住所を有する者。</p>	男性不妊治療を行った場合は、1回の治療につき15万円まで
66	比布町	078-0343	上川郡比布町中町1丁目1番4号	保健福祉課 保健係	0166-85-2555	平成24年4月	<p>第1子または第2子を対象とする不妊治療を受けた場合に助成 年齢制限:治療開始年齢が40歳未満の場合、43歳になるまでに通算6回、治療開始年齢が40歳以上43歳未満の場合、43歳になるまでに通算3回 所得制限:なし 助成額・助成回数:1回の治療につき15万円を上限に助成。ただし北海道特定不妊治療助成事業による助成の該当者は、道の助成金額を差し引いた額のうち15万円を上限に助成 (1)法律上の婚姻をしている夫婦であること (2)夫婦とも比布町に住所を有する者 (3)助成金交付申請日まで比布町内に在住していること (4)医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員または被扶養者 (5)夫婦のいずれも町税及び使用料等の滞納がないこと</p>	
67	愛別町	078-1492	上川郡愛別町字本町179番地	保健福祉課	01658-6-5111	平成26年4月 (平成28年4月)	<p>年齢制限:無 助成内容:1回の治療につき15万円まで、通算10回5年間 ※道の助成を受ける場合は、その助成金を差し引いた額 ※第2子以降の場合も同様に、1回の治療につき15万円まで、通算10回5年間助成する (1)法律上の夫婦 (2)夫婦どちらも愛別町に居住しており、引き続き助成金交付申請日まで町内に在住している方 (3)産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科で不妊症と診断され、治療を受けた方 (4)医療保険に加入している方 (5)夫婦どちらも町税、使用料などの滞納がない方</p>	1回の治療につき15万円まで、通算10回5年間助成する。
68	上川町	078-1753	上川郡上川町南町180番地	保健福祉課健康増進グループ	01658-2-4054	平成28年4月	<p>【対象者】 1、不妊治療が行われた日及び助成金の交付申請を行う日に、夫婦いずれかが上川町に住所を有する者 2、不妊治療が行われた日において、妻の年齢が43歳に達していない者 3、助成金の交付申請を行う日において、夫婦ともに町税等の滞納がないもの 4、医療保険各法の規定に基づく被保険者もしくは被扶養者であること 5、他の市町村から不妊治療の助成を受けていない者 【助成額、回数】 1回の治療につき15万円を上限に助成。助成回数は治療開始時の妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満である時は通算3回までとする。特定不妊治療のうち、男性不妊治療は上記のほか1回15万円を上限に助成。ただし、『北海道特定不妊治療費助成事業』の助成対象者は、助成金を差し引いた額のうち15万円を上限に助成。</p>	
69	東川町	071-1492	東川町東町1丁目16番1号	保健福祉課保健指導室	0166-82-2111	平成23年7月 (平成30年4月)	<p>助成対象となる子の人数:第1子まで 居住要件:住民基本台帳登録後6ヶ月以上東川町にいる夫婦 夫婦の前年度の所得(申請時期が6月までは前々年度)の合計が730万円未満 年齢要件:治療開始時点の妻の年齢が43歳未満の夫婦 年数制限:5年間又は通算6回まで(北海道特定不妊治療助成を控除した分)を助成。 限度額:なし</p>	
70	美瑛町	071-0202	美瑛町南町1丁目2番43号	美瑛町保健センター	0166-92-7000	平成28年4月	<p>年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同様。 回数制限:40歳未満6回、40歳以上43歳未満3回まで 限度額:対象治療費の限度額15万円(一部1万5千円)までを助成する。ただし、北海道特定不妊治療費助成事業を受けられる者については助成金を差し引いた額とする。 【対象者】美瑛町一般不妊治療助成事業対象者と同様。</p>	特定不妊治療を行うにあたり、町の要綱で定める男性不妊治療を行った場合は、1回の治療につき15万円まで助成する。
71	幌加内町	074-0412	幌加内町字親和	幌加内町保健福祉総合センター	0165-35-3090		<p>不妊治療を受けた夫婦に対し、特定不妊治療にかかった自己負担の一部を助成。北海道特定不妊治療費助成事業を受けた場合は、その額を除いた額を助成する。(上限15万円) 助成対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。 (1)法的に婚姻している夫婦であること。 (2)夫婦の双方が幌加内町に居住していること。 (3)各種医療保険に加入していること。 (4)前年度分の町税及び使用料等の滞納がないこと。 (5)治療を開始する妻の年齢が満43歳未満であること。</p>	
72	士別市	095-0048	士別市東11条5丁目	保健福祉センター	0165-22-2400	平成30年4月	<p>【対象者】 ・平成30年4月1日以降に北海道特定不妊治療費助成を受けている方 ・夫婦のいずれかが、助成申請時に士別市に住所を有している方 ・夫婦のいずれも市税を滞納していない方 ・助成を受けようとする治療について、他の市区町村から同様の助成を受けておらず、今後も受ける見込みのない方 【助成額・内容】 ・1回の治療につき25万円を上限とする。ただし採卵を伴わない治療や治療を途中で中止した場合は、1回の治療につき7万5千円を上限とする。 妻の年齢が40歳未満であるときは、6回(40歳以上であるときは3回) ・道の助成対象経費と認定した費用から、道の助成金を差し引いた自己負担分の2分の1を助成する。</p>	

73	名寄市		096-0032	名寄市西2条北5丁目	健康福祉部 保健センター	01654-2-1486	平成29年4月	対象者等:北海道特定不妊治療費助成を受けた者で、夫婦又は夫婦のいずれかが名寄市に住民登録を有し、夫婦が市税を滞納していない者。 回数制限:40歳未満6回、40歳以上43歳未満3回 ※第2子以降は、治療対象となる子ども毎に規定回数を助成する。 限度額:対象医療費の自己負担額から道の助成額を控除した額、限度額1回につき15万円(採卵を伴わない治療や状態が良い卵が得られないなどのために治療を中止した場合は1回につき7万5千円)を上限とする。 男性不妊治療を行った場合は、上記のほか、治療に要した医療費の自己負担額から道の事業による助成金を控除した額を1回の治療につき15万円を上限として助成する。
74	和寒町		098-0132	上川郡和寒町字西町111番地	和寒町保健課保健係	0165-32-2000	平成28年4月	年齢制限:43歳未満 所得制限:なし 対象:「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成を受け、それを上回る費用分1回20万円まで 回数制限:①40歳未満 一般不妊治療とあわせて、通算10回まで ②40~43歳未満 // 通算6回まで (1)夫婦のいずれかが和寒町に住所を有している者 (2)法律上の婚姻をしている者または事実婚関係にある者 (3)前年度の町税を完納している者
75	剣淵町	名寄	098-0338	上川郡剣淵町仲町28番1号	健康福祉課 保健グループ	0165-34-3955	平成29年4月	年齢制限:道と同じ 所得制限:なし 回数制限:道と同じ 年齢制限:なし 限度額:15万円、道の助成事業対象者は助成額を控除した額のうち15万円が上限 助成対象:①夫婦いずれも剣淵町に住所を有している方 ②法律上の婚姻をしている方 ③北海道が指定した医療機関で治療した方 ④夫婦いずれも町税及び使用料等の滞納のない方
76	下川町		098-1206	上川郡下川町幸町40番地	保健福祉課 保健・介護グループ	01655-4-3356	平成25年4月	1回あたりの治療費用から、北海道特定不妊治療費助成事業の助成金額を減じた自己負担額の2分の1かつ1回あたり15万円を限度に助成 年齢制限:北海道特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:なし 助成要件:①北海道特定不妊治療費助成事業の対象となっている方 ②夫婦ともにまたはいずれか一方が下川町に住所を有している方 ③原則、法律上の婚姻をしている方 (事実婚にある者も対象) ④前年度の町税及び使用料等の滞納がない方 ⑤北海道内の医療機関で治療すること
77	美深町		098-2252	中川郡美深町字西町18番地	保健福祉課保健福祉 グループ	01656-2-1685	平成23年6月 (平成25年4月)	年齢制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:妻の年齢が40歳未満であるときは、6回(40歳以上であるときは3回) 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円 (1)美深町に住所を有している者 (2)法律上の婚姻をしていること (3)前年度の町税を完納している者 (4)北海道特定不妊治療費助成事業実施要項により指定された医療機関で治療していること
78	音威子府村		098-2501	中川郡音威子府村字音威子府509番地88	住民課・保健福祉室	01656-9-3050	平成30年4月	1回あたりの治療費用から、北海道特定不妊治療費助成事業の助成金額を減じた自己負担額(上限15万円)を助成 助成要件:①夫婦共に音威子府村住民基本台帳に記載されていること ②法律上の婚姻をしていること ③村税及び使用料等の滞納がないこと ④夫婦ともに公的医療保険に加入していること
79	中川町		098-2802	中川町字中川337番地	住民課幸福推進室	01656-7-2813	平成30年4月	北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた者 年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上43歳未満3回まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1回の治療につき限度額20万円 (1)夫婦共に中川町に住所を有している者 (2)法律上の婚姻をしている者 (3)前年度分の町税及び使用料等の滞納のない者 (4)各種医療保険に加入している者 (5)夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満である者 (6)北海道知事が指定する医療機関で治療した者
80	富良野市		076-0018	富良野市弥生町1番3号	保健医療課健康推進係	0167-39-2200	平成28年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 限度額:北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、15万円/回を限度とし、助成する。 ただし、採卵を伴わない治療や状態が良い卵子が得られない等のために治療を中断した場合は、1回の治療につき7.5万円を助成する。男性不妊治療を行った場合は、1回の治療につき15万円を限度に助成する。 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療終了時及び申請日において夫婦いずれかが富良野市に住所を有する者。
81	南富良野町	富良野	079-2403	南富良野町字幾寅708番地	南富良野町保健福祉センター	0167-52-2211		対象者:北海道特定不妊治療費助成事業による助成決定を受けた者 年齢制限・所得制限:北海道特定不妊治療費助成事業と同じ。 特定不妊治療に要した費用額から、北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、15万円/回を限度とし、助成する。 対象者は以下のとおり (1)対象者は、申請日の属する年度の4月1日現在において住民登録を有し、かつ引き続き在住していること。 (2)法律上の婚姻をしていること。 (3)北海道知事の及び準ずる機関が指定する医療機関において治療を受けた者であること。 (4)夫及び妻にかかる町税及び使用料等の滞納のない者 (5)北海道の特定不妊治療費助成事業に該当する者であること。ただし、国内において住所移動があった場合については、別途審査決定するものとする。

82	留萌市	077-0023	留萌市五十嵐町1丁目1番10号	市民健康部 保健医療課保健医療係	0164-49-6050	平成28年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 年数制限:なし 限度額:北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額に 対して、初回15万円まで、2回目以降7.5万円又は3.75万円まで。 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認 通知を受けていること)でかつ、治療終了時及び申請日に夫婦どちらか が留萌市に住所を有する者。	
83	増毛町	077-0292	増毛郡増毛町弁天町3丁目 61番地	福祉厚生課保健指 導係	0164-53-3111	平成29年4月	対象者:北海道の特定不妊治療費助成事業の助成の決定を受けた者 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額30万円ただし男 性不妊治療は15万円を限度に助成。 回数制限:北海道助成事業と同じ ・法律上の婚姻をしている夫婦で、どちらかが1年以上、増毛町に住居登録 をしており、かつ居住しているもの。 ・夫婦友に医療保険に加入している方 ・町税等の滞納がない方 ・多の市町村から同一治療において、同様の助成を受けていない方 ・北海道が実施する特定不妊治療費助成の決定を受けた方	
84	小平町	078-3392	留萌郡小平町字小平町216 番地	保健福祉課健康づく り係	0164-56-2111	平成29年5月10日施行 平成29年4月1日適用	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円/回、男 性の不妊治療については、北海道特定不妊治療費助成事業による助成金 額を控除した額に対して、1回の治療につき10万円を限度とし、助成する。 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認 通知を受けていること)でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも小 平町に住所を有する者。	
85	苫前町	078-3792	苫前郡苫前町字旭37番地 の1	保健福祉課保健係	0164-64-2215	平成27年7月 (令和3年5月改正、令 和3年1月1日適用)	保険適用としない体外受精及び顕微授精による治療 (卵巣が発育しない等の理由により卵子採取以前に中止した場合を除き、 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。~北海道 助成事業と同じ) 住所要件:夫婦のいずれかが苫前町内に1年以上住所を有する者 年齢制限:婚姻している夫婦又は事実上婚姻関係と同様の事実にある男 女で、妻の年齢が43歳未満(北海道助成事業同様) 所得制限:対象者の属する世帯の町税その他町の収入金の滞納がない 回数制限及び年数制限:北海道助成事業と同じ (北海道から同様の給付の決定を受けた者又は受ける見込みの者) 限度額:1回あたり20万円上限、男性不妊治療は1回あたり15万円上限	
86	天塩町	098-3398	天塩郡天塩町新栄通8丁目	福祉課ふれあい係	01632-2-1728	平成28年4月	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:北海道の特定不妊治療助成事業と同じ その他の制限:夫婦ともに1年以上天塩町に住居登録があること 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円	男性不妊治療も 道と同様に実 施。 1回の治療につ き10万円を限 度。
87	稚内市	097-0022	稚内市中央4丁目16番2号	生活福祉部健康づく り課	0162-23-4000	平成18年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:なし 回数制限:6回 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額の1/2 限度額10万円 (1)戸籍法による婚姻の届出を行っていること。 (2)対象者又はその配偶者が、稚内市の住民基本台帳に登録され、又は 外国人登録されていること。 (3)特定不妊治療以外の治療法による妊娠の見込みがない、又はは極め て少ないと医師に判断されていること。 (4)北海道特定不妊治療助成事業で北海道知事が指定する医療機関で治 療を受けた方	
88	浜頓別町	098-5792	枝幸郡浜頓別町中央南1番 地	保健福祉課保健係	01634-2-2551	平成28年4月	年齢制限・回数制限・年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円 (1)法的に婚姻している夫婦であること。 (2)夫婦が浜頓別町に住居登録していること。 (3)夫婦とも各種医療保険に加入していること。 (4)夫婦とも町民税及び使用料の滞納がないこと。	
89	中頓別町	098-5551	枝幸郡中頓別町字中頓別 175	保健福祉課保健グ ループ	01634-6-1995	平成27年4月 (平成30年4月)	対象者:北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた者 助成額:治療に要した医療費の自己負担額(北海道の助成事業で助成され る額を控除した額)とし、1回につき15万円を上限とする。 回数限度:妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上である ときは通算3回) (1)法律上の婚姻をしている者 (2)夫婦のいずれかが中頓別町住民基本台帳に記載されている者 (3)夫婦とも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者である者 (4)夫婦とも町税及び使用料等の滞納がない者 (5)夫婦の前年の所得の合計が額が730万円である者 (6)北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた者	
90	枝幸町	098-5892	枝幸町本町916番地	保健福祉課保健予 防グループ	0163-62-4658	H28年4月	条件:北海道特定不妊治療費助成事業の助成を受けていること 限度額:1回につき15万円 回数限度:妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上である ときは通算3回) *道の助成制度同様 枝幸町に在住し、北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者 (既に北海道の承認通知を受けていること) ・夫婦とも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者である者 ・夫婦とも町税及び使用料等の滞納がない者 助成内容:通院に伴う鉄道運賃・バス運賃相当額の2分の1を助成。 140kmを超える通院は宿泊費の2分の1,1万円以内1周期5泊を限度	

91	豊富町	稚内	098-4121	天塩郡豊富町東1条6丁目	保健推進課 保健予防係	0162-82-3761	平成29年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢制限: 道の特定不妊治療費助成事業と同じ</li> <li>・所得制限: なし(ただし町税および使用料に滞納のない者)</li> <li>・回数制限: 道の特定不妊治療費助成事業と同じ</li> <li>・限度額: 対象治療費から道の助成額を控除した額、上限15万円</li> </ul> 夫婦ともに豊富町民であること。 法律上の婚姻をしていること。 夫、及び妻にかかる町税及び使用料等に滞納のないものであること。 北海道知事が指定する医療機関で治療を受けたものであること。
92	礼文町		097-1201	礼文町大字香深村字トンプイ	保健課	0163-86-1001	平成26年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢・所得制限: 北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ</li> <li>回数制限: 道の助成回数を超えた分</li> <li>年数制限: なし</li> <li>限度額: 1回の治療につき、交通費・助成費を含め30万まで</li> </ul> (1) 夫婦ともに礼文町民であること (2) 町税の滞納がない者 (3) 北海道特定不妊治療費助成事業の回数を超えて治療を受けている者 (4) 夫婦の前年所得(合計額)が730万円を超えて北海道特定不妊治療費助成事業の対象から除かれている者 (5) 妻の年齢が満43歳未満の者
93	利尻町		097-0401	利尻郡利尻町沓形字緑町14-1	くらし支援課 保健指導係	0163-84-2345	平成26年4月 (令和3年4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道特定不妊治療費助成事業による助成金を控除した額</li> <li>年齢制限・所得制限: 北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ</li> <li>回数制限: 初回40歳未満6回、初回40歳以上3回</li> <li>年数制限: 制限なし</li> <li>限度額: 対象治療費から道の助成額を控除した額</li> </ul> 1回の治療につき30万円、道要綱のCおよびFの治療については10万円を上限とする。 精子を精巣または精巣上体から採取するための手術では1回30万円まで助成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた者であること</li> <li>・夫婦共に利尻町に住居登録を有し、かつ、助成金の交付申請日を起算として、1年以上利尻町に住居登録している者</li> <li>・夫及び妻にかかる町税及び使用料、手数料などに滞納のない者</li> </ul>
94	利尻富士町		097-0101	利尻富士町篤泊字栄町117	総合保健福祉センター すこやか保健係	0163-82-2320	平成26年4月 (平成29年4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢制限: 43歳未満</li> <li>回数制限: 40歳未満は通算6回、40歳～43歳未満は通算3回、年間助成回数及び通算助成期間の制限なし</li> <li>限度額: 1回30万円限度</li> <li>交通費: 往復交通費の2/3(フェリー運賃は全額)</li> <li>宿泊費: 治療1回につき3泊を限度とし、1泊9,000円上限にその2分の1を助成する。</li> </ul> (1) 法的に婚姻している夫婦であること。 (2) 夫婦ともに利尻富士町に住居を有していること。 (3) 特定不妊治療については、北海道知事が指定する医療機関若しくは北海道知事が定めた指定医療機関とみなされた医療機関で治療を受けた者 (4) 町税、町の使用料及び手数料等の滞納がないこと。 (5) 通院交通費等の助成対象者を利用して通院治療をした者。また、不妊治療のため、医療機関の所在地で宿泊し宿泊施設に宿泊費を支払った者
95	幌延町		098-3207	幌延町宮園町1番地1	保健福祉課 保健グループ	01632-5-1790	H29.4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢制限・所得制限: 北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ</li> <li>回数制限: 40歳未満6回、40歳～43歳未満3回</li> <li>限度額: 対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額20万円</li> </ul> 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者でかつ、治療の開始日から申請日まで夫婦とも幌延町に住所を有する者。
96	網走市		093-073	網走市北3条西4丁目1番	健康福祉部健康推進課 (網走市保健センター)	0152-43-8450	平成17年4月 (平成28年4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢制限・所得制限: 北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ</li> <li>回数制限: 北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ</li> <li>年数制限: 無</li> <li>限度額: 対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円/回</li> </ul> (1) 夫婦のいずれかが網走市に住居登録を有する人 (2) 法律上の婚姻をしている人(原則、法律婚を対象とするが、場合によっては事実婚関係にある方も対象となる。) (4) 北海道特定不妊治療費助成事業で北海道知事が指定する医療機関で治療を受けた人。ただし、やむを得ない事情等で道外の医療機関で治療を行った場合については、次のとおりとする。 ① 道外の都府県等において、同様の事業を実施し医療機関として指定を受けている場合は、その医療機関も指定医療機関と見なす。 ② 道外の都府県等において、同様の事業を実施しておらず、指定医療機関がない場合は、日本産婦人科学会の会告等に定める要件を満たし、学会の諸登録施設であれば、指定医療機関とみなす。
97	斜里町		099-4117	斜里郡斜里町青葉町40番地2	民生部保健福祉課 保健推進係	0152-22-2500	平成28年4月 (平成30年4月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢制限・所得制限: 無</li> <li>回数制限: 無</li> <li>年数制限: 無</li> <li>限度額: 限度額5万円、ただし、特定不妊治療と一般一般不妊治療あわせて5万円/年を限度とする。</li> </ul> (1) 斜里町に住所を有している者 (2) 法律上の婚姻をしている者 (3) 他の市町村において治療に要した経費の助成を受けていない者
98	清里町	網走	099-4405	斜里郡清里町羽衣町35番地	保健福祉課 保健グループ	0152-25-3850	平成28年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢制限: 43歳未満</li> <li>所得制限: なし</li> <li>回数制限: 初めて女性を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満の場合は、通算6回(40歳以上43歳未満は通算3回)</li> <li>年数制限: 女性を受けた後、出産した場合は、助成回数をリセットすることができます。</li> <li>限度額: 対象治療費から道の助成額を控除した額</li> </ul> 採卵を伴う治療: 限度額30万円 採卵を伴わない治療: 限度額10万円 ① 法律上の婚姻をしていること ② 夫婦ともに清里町に在住していること ③ 夫婦ともに町税及び使用料等の滞納がないこと ④ 北海道知事が指定する医療機関ならびに北海道知事が定めた医療機関において治療すること
99	小清水町		099-3698	斜里郡小清水町元町2丁目1番1号	保健福祉課 健康推進係	0152-62-4480	平成25年4月 (改正なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年齢制限・所得制限: 北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ</li> <li>回数制限: 1年度目3回、2年度目以降2回(ただし、通算10回を超えない)</li> <li>年数制限: 通算5年まで</li> <li>限度額: 対象治療費から道の助成を控除した額 限度額5万円</li> </ul> ※道の助成を受けていること (1) 北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱による助成の決定を受けた者。 (2) 夫婦のいずれか一方が、小清水町に住所を有する者。 (3) 町税等に滞納がない者。

100	大空町	099-2392	網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号(大空町役場)	福祉課	0152-74-2111	平成23年9月 (令和3年3月)	年齢制限・所得制限:なし 回数制限:1年度目3回、2年度目以降2回 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成を控除した額、限度額7万5千円 ※道助成の対象とならない特定不妊治療に係る助成金の限度額10万円 (1)大空町に住所を有している方 (2)法律上の婚姻をしている方(原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実婚関係にある者も対象とする。) (3)他の市町村において、特定不妊治療及びその他不妊治療に要した経費の助成を受けていない方	
		099-3293	網走郡大空町東藻琴360番地の1(東藻琴総合支所)	東藻琴総合支所 住民福祉課	0152-66-2131			
101	北見市	090-0046	北見市北6条西2丁目 保健センター	北見市保健福祉部 健康推進課	0157-23-8101	平成23年4月 (平成28年4月)	・対象者:北海道特定不妊治療費助成事業による決定を受けた夫婦(事実婚を含む)で治療終了時または申請時において夫婦のいずれかが北見市に住所を有していること ・年齢制限・回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ ・助成限度額は1回の治療につき5万円まで(北海道初回治療時に限り10万円)。男性不妊治療は1回の治療に5万円。	
102	美幌町	092-8650	網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地	福祉部保健福祉課 健康推進グループ	0152-77-6545	平成30年4月1日	対象『北海道特定不妊治療費助成事業』の決定を受けている方 内容:道の助成金を差し引いた金額に対し、1回につき15万円を上限に助成 (男性の治療費も道の対象となっている場合も同様) *詳しくは美幌町ホームページをご覧ください。 *お問い合わせください。	回数・年齢制限は道と同じです。
103	津別町	092-0292	網走郡津別町字幸町41番地	保健福祉課 健康推進係	0152-77-8380	平成28年4月	年齢制限・所得制限・回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:1回の治療に要した費用について、道の助成額を差し引いた額に対して15万円まで、以前に凍結した胚を用いるなど排卵を伴わない治療、状態が良い卵が得られないなどのため治療を中止した場合は1回につき7万5千円まで。 対象者:北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者でかつ、その助成決定日に津別町に夫婦のうちいずれかの住所を有する者。	
104	訓子府町	099-1498	常呂郡訓子府町東町398番地 総合福祉センターうらら	訓子府町福祉保健課 健康推進係	0157-47-5555	平成26年4月 (平成28年4月)	*対象者:北海道特定不妊治療費助成事業による決定を受けた方で訓子府町に住所のある方 *助成限度額:北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、15万円/回を限度とし、助成する。 *年齢制限・所得制限・年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ *回数制限:40歳未満の場合は6回、40歳以上の場合は3回	
105	置戸町	099-1115	常呂郡置戸町字置戸246番地の3	地域福祉センター健康推進係	0157-52-3333	平成29年4月1日	年齢制限・回数制限・第2子以降の助成:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 夫婦どちらかが置戸町に居住していること、町税等の滞納がないこと 助成額:対象治療費から道の助成額を控除した額を1回につき、限度額15万円(ただし、治療区分C又はFについては、75千円)。男性不妊治療についても、道の助成額を控除した額を1回につき、限度額15万円	
106	紋別市	094-0005	紋別市幸町6丁目28-1	保健福祉部健康推進課	0158-24-3355	平成20年4月 (平成29年4月)	年齢制限・所得制限・回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 助成額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円。男性不妊治療の場合は、5万円を限度とし助成する。 対象者:(1)北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けた者 (2)紋別市に住民登録を有する者 (3)夫及び妻にかかると滞納のない者 ※原則法律婚の夫婦が対象であるが、事実婚関係にある者も対象とする。同一の治療に関して、他市町村から同等の給付を受けた者又は受ける見込みの者は対象外とする。	
107	佐呂間町	093-0592	佐呂間町字永代町3番地の1	保健福祉課	01587-2-1212	平成27年7月 (平成28年4月)	(対象者要件) ・年齢制限:43歳未満 ・原則、法律婚をしている者を対象とするが、事実婚関係にある者も対象 ・夫婦とも佐呂間町に居住し、1年以上住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に登録されている者 ・夫婦とも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者である者 ・夫婦とも町税等を滞納していない者 ・北海道知事が指定した医療機関で治療すること (※男性不妊治療のみを行った場合は助成対象外) (助成額等) ・回数・期間については北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ ・助成額は1回15万円を限度とし全額助成(ただし、食事療養費、入院に伴う差額室料及び文書料等は助成対象外) (助成申請) ・助成申請は1回の治療終了ごとに治療終了後1年以内に町長に申請する	
108	湧別町	099-6404	紋別郡湧別町栄町112番地の1	健康こども課子育て相談グループ	01586-5-3765	平成28年4月	保険適用治療とならない体外受精及び顕微授精(男性不妊治療含む) 所得・回数・年齢制限なし 限度額:1回の治療につき上限15万円、男性不妊治療は左記の上限額に加えて1回につき上限額15万円 北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱の規定に基づく助成を受けた場合は、当該助成額を本人負担額から控除する (1)法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある方 (2)夫婦ともに湧別町に住所を有する方 (3)他の市町村から助成を受けていない方 1回の治療終了ごとに、その治療が終了した日の属する年度内に申請	
109	滝上町	099-5692	紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地	保健福祉課健康推進係	0158-29-2111	平成28年4月	医療保険適用外となる不妊治療及びそれに付随する検査に限る 年齢制限:43歳未満 所得制限:無 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限:無 限度額:採卵を伴う場合15万円、採卵を伴わない場合7.5万円 特定不妊治療に伴い夫が精巣又は精巣上体から精子の摘出手術を受けた場合には1回につき15万円 (1)夫婦のいずれかが滝上町の住民基本台帳に登録されていること。 (2)法律上婚姻が確認できる夫婦であること。	北海道特定不妊治療費助成事業の助成対象に該当する場合は、助成の支給決定を受けていることが条件

110	興部町	098-1603	紋別郡興部町字興部138番地1	福祉厚生課 健康推進係	0158-82-4170	令和2年4月	対象経費:保険適用とならない体外受精及び顕微授精による治療に要した費用の自己負担額から北海道不妊治療費助成事業による助成額を控除した額 限度額:1回の治療につき15万円を限度とする。 対象者:下記条件すべてを満たす者 (1)夫婦のいずれかが興部町の住民基本台帳に登録していること。 (2)婚姻をしている夫婦であること。 (3)夫婦いずれも医療各法による被保険者又は被扶養者であること。 (4)夫婦いずれも町税及び使用料の滞納がないこと。 (5)北海道不妊治療費助成事業による助成決定を受けた者
110	西興部村	098-1501	紋別郡西興部村字西興部100番地	住民課 保健係	0158-87-2114	平成30年4月	医療保険適用外となる不妊治療及びそれに付随する検査に限る 年齢制限:43歳未満 所得制限:無(ただし、公共料金を滞納していない者) 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限:無 限度額:北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額を助成する 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)かつ、夫婦とも西興部村に住所を有する者。
111	帯広市	080-0808	帯広市東8条南13丁目1保健福祉センター内	こども未来部子育て支援課 おやこ健康係	0155-25-9722	H18.8~(H29改正あり) (令和3年1月)	北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、7万5000円/回を限度とし、助成する妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回) (1)北海道特定不妊治療費助成の決定を受けた夫婦 (2)夫婦いずれかが、申請時において帯広市に住所を有していること (3)法律上の婚姻をしていること(ただし事実婚を含む) (4)北海道知事が指定する医療機関において治療を受けた者 (5)他市町村で同様の治療に対し助成を受けてないこと
112	音更町	080-0104	河東郡音更町新通8丁目5番地	音更町保健福祉部 保健課(保健センター)	0155-42-2712	H16年4月 (平成28年4月) (令和3年1月)	年齢・回数・所得制限などは北海道の特定不妊治療費助成事業に準じる 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額7万5千円、男性不妊治療を行った場合、男性不妊治療の対象治療費から道の助成額を差し引いた額(7万5千円を限度とする) ①北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた夫婦(事実婚を含める) ②本人または配偶者のいずれか一方または両方が音更町に住所がある夫婦であること(事実婚を含める) ③本人または配偶者が交付申請する特定不妊治療に対して他市町村から助成を受けていないこと
113	士幌町	080-1214	河東郡士幌町字士幌西2線167番地	保健福祉課 健康介護グループ	01564-5-2108	平成16年4月1日 (平成28年4月1日)	北海道の助成対象者に準じる。(上限10万円治療内容によって上限5万円、男性不妊治療費上限10万円) 士幌町に夫婦どちらかが在住の方で北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者で、同年1月1日現在から引き続き申請日まで士幌町民
114	上士幌町	080-1408	上士幌町字上士幌東3線236番地	保健福祉課健康増進担当	01564-2-4128	H28.3.18	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関しても上記回数を超える助成はなし 年数制限:無(道の要綱に準じる) 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)かつ、助成金交付申請日の同年1月1日現在に上士幌町に住居登録されており、かつ引き続き申請日まで上士幌町内に在住している者。
115	鹿追町	081-0292	河東郡鹿追町東町4丁目2番地1	保健福祉課 健康推進係	0156-66-1311	平成17年4月 (平成28年4月) (令和2年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1回目20万円、2回目以降は10万円 ・特定不妊治療のうち、男性不妊治療を行った場合は、道の助成額を控除した額で、1回の治療につき15万円を限度とする。 対象者: ・北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱で定められた対象者のうち、鹿追町に住所を有し、助成金の交付申請をした日まで1年以上居住している者。 ・北海道が指定した医療機関において不妊治療を受けている者のうち、特定不妊治療を受けた者。 ・町税を完納している者。
116	新得町	081-0013	上川郡新得町3条南3丁目	保健福祉課 健康推進係	0156-64-0533	H23年度(H29)	●助成対象者:次の要件すべてにあてはまる方(1)特定不妊治療が行われた日及び特定不妊治療助成の申請を行う日に妻が、新得町に住所を有している方。ただし同一の治療に対して、他の市町村から同種の給付を受けた方、または受ける予定の方は対象外となります。(2)北海道が指定した医療機関で特定不妊治療を受けた方(3)特定不妊治療助成の申請を行う日に、夫婦ともに町税を完納している方 ●助成金額等:特定不妊治療1回につき20万円を限度とします。(夫婦の所得が730万円以上の場合は10万円を限度)ただし北海道が助成金額を引いた残りを対象の治療費とします。
117	清水町	089-0111	上川郡清水町南3条2丁目1番地	保健福祉課健康推進係	0156-67-7320	平成17年4月 (平成28年4月)	1回あたりの治療費用から、北海道特定不妊治療費助成事業の助成金額を減じた額に対して、30万円を限度に助成します。男性不妊治療も同様に助成します。 年齢制限:北海道特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:なし 助成要件:①夫婦共に清水町に住所を有していること ②北海道特定不妊治療費助成事業の対象となっていること
118	芽室町	082-0014	河西郡芽室町東4条4丁目	子育て支援課子育て支援係	0155-62-9733	平成16年10月 (平成29年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 年数制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1回目30万円、2回目以降15万円、ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)かつ、治療の開始日から申請日まで夫婦のうち芽室町に住所を有する者。

119	中札内村	089-1332	中札内村西2条南2丁目2番地	福祉課保健グループ	0155-67-2321	平成18年2月17日 (平成29年4月1日)	1回の治療にかかった費用の内、150,000円以内(採卵を伴う治療)または75,000円以内(以前に凍結した胚を移植する治療など)を助成 妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回) 特定不妊治療の一環として行われる「男性不妊治療」を合わせて行った場合、1回の治療につき道の助成を差し引いて75,000円までを限度として助成 (1)北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者 (2)夫婦のいずれかが申請日の属する年の1月1日現在において、中札内村に住所を有する者 (3)民法で規定する婚姻関係にある夫婦 (4)夫及び妻の村税に滞納がない者
120	更別村	089-1531	河西郡更別村字更別190番地1	更別村子育て応援課 母子保健係	0155-53-3700	平成19年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:妻の年齢が43歳未満 回数制限:妻の治療開始年齢が40歳未満の場合は年間回数・助成期間制限なし。40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで。 限度額:20万円/回を上限とし(以前に胚を用いるなどのため治療を中止した場合は10万円/回を上限)、特定不妊治療の一環として行われる「男性不妊治療」をあわせて行った場合、1回の治療につき治療費の1/2、20万円を上限。かつ1回の治療に要した費用から道の助成金を控除した額。 (1)夫婦のいずれかが更別村に住所を有する者 (2)特定不妊治療を初めて受ける妻の年齢が43歳未満であること (3)戸籍法(昭和22年法律第224号)に基づく夫婦であること (4)夫婦とも村税及び村の税外徴収金に滞納がないこと (5)同一の治療に対して他町村から同様の給付を受けるもしくは受ける見込みのない者
121	大樹町	089-2145	広尾郡大樹町暁町8番地1	保健福祉課健康係	01558-6-2100	平成16年9月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業に準ずる。 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 年齢制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額で1回につき7万5千円まで助成する。初回の治療に限り15万円まで助成する。 (1)交付申請日まで1年以上大樹町に居住していること (2)町税を完納していること
122	広尾町	089-2622	広尾郡広尾町公園通南4丁目1番地	保健福祉課 健康管理センター	01558-2-5122	平成17年1月 (平成28年4月)	所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数・年齢制限:初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回(40歳以上であるときは通算3回)まで ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円、その他、北海道が示す体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲と照合し合致する治療と認めた場合は、交通費(公共機関料金)を助成する。 (1)申請日の属する年の1月1日に広尾町に住所を有し、かつ引き続き在住していること。 (2)婚姻をしている夫婦(原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら事実婚姻関係にある者も対象とする) (3)北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること) (4)夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること (5)夫及び妻にかかる町税及び使用料等に滞納のない者
123	幕別町	089-0541	中川郡幕別町札内青葉町311-11	住民福祉部保健課	0155-67-1566	平成18年4月 (平成29年4月) (令和3年4月)	北海道特定不妊治療費助成事業に定められた治療に要した自己負担金分 年齢制限:北海道の助成事業と同じ 所得制限:北海道の助成事業と同じ 回数制限:北海道の助成事業と同じ 年齢制限:北海道の助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額15万円 (町税の滞納がある者を除く)、男性の不妊治療の場合、上限7万5千円とする。 (1)北海道の助成対象者であること (2)治療時及び申請時とも幕別町に住居登録していること。 (3)夫婦ともに町民税の滞納がないこと。 (4)夫婦のどちらとも、同一年度に他市区町村において同種の助成を受けていないこと。
124	池田町	083-0023	中川郡池田町字西3条5丁目	保健子育て課保健推進係	015-572-2100	平成16年10月 (平成29年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降も助成あり 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額で、特定不妊治療費限度額15万円、男性不妊治療費限度額15万円 ①北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けていること ②申請者が池田町に住居を有していること ③町税等の滞納が無いこと(申請者の配偶者が池田町に住居を有している場合にあつては、当該配偶者についても町税等の滞納が無いこと) ④申請に係る特定不妊治療に対し、他の市区町村から同様の助成を受けていないこと(申請者の配偶者を含む)
125	豊頃町	089-5313	中川郡豊頃町茂岩栄町107-19	福祉課健康係 (豊頃町保健センター)	015-574-3141	平成24年7月9日	100,000円/回、1年度2回まで、通算5年間 (1)豊頃町に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に規定する外国人登録原票に登録されている者 (2)法律上の婚姻をしている者 (3)北海道特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年十保子第487号)の対象となっている者 (4)夫及び妻の町民税に滞納がない者
126	本別町	089-3334	中川郡本別町北6丁目11-4	総務担当	0156-22-2219	平成16年4月 (平成28年4月) (令和3年1月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 ※第2子以降に関する上記回数を超える助成はなし 年齢制限:通算5年まで 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額30万円(道の実施要綱第5に定めるC及びFの治療については10万円まで)とし、100円未満の端数があるとき当該は数は切り捨てた額を限度に助成する。 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)かつ、本別町に1年以上住所を有している夫婦。

127	足寄町	089-3797	足寄町北1条4丁目48-1	福祉課保健福祉室 保健推進担当	0156-25-2571	平成16年10月 (平成28年9月)	特定不妊治療に要した費用から北海道特定不妊治療助成事業により助成を受けた金額を控除した額に対して、1回の治療につき15万円(ただし、実施要綱第5に定めるC及びFの治療については7万5千円)を限度として助成する。また、男性不妊治療を行った場合は1回の治療につき道の助成金を控除し15万円を限度に助成する(ただし実施要綱第5に定めるCの治療を除く。 妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回) 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、申請日において1年以上足寄町内に住所を有している者。
128	陸別町	089-4312	足寄郡陸別町宇陸別東2条3丁目2番地	陸別町保健福祉センター 保健指導担当	0156-27-8001	H24年4月1日 (R3年4月)	北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた方を対象に、1回の治療につき30万円を限度とする。ただし、治療にかかる費用から、北海道が助成する額を差し引いた額が当該助成金の額に満たない場合はその額を助成する。 助成回数は、1子毎に初めて助成を受ける際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは通算6回(40歳以上であるときは通算3回)までとする。 男性不妊治療を行った場合は、上記の他30万円までを助成する。 北海道特定不妊治療費助成事業実施要綱で定められた対象者のうち助成の決定を受けた者で、現に陸別町に1年以上住所を有する者とする。
129	浦幌町	089-5621	十勝郡浦幌町宇北町8番地1 浦幌町保健福祉センター	保健福祉課 保健予防係	015-576-5111	平成16年10月 (平成28年3月)	浦幌町に住所を有するご夫婦で、北海道特定不妊治療費助成事業該当で、治療を受けている方に助成します。 北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、30万円/1回を限度とし助成。男性不妊治療を行った場合は、上記のほか、北海道特定不妊治療費助成事業(男性の不妊治療)による助成金額を控除した額に対して、20万円/1回限度として助成。 妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回)
130	釧路市	085-8505	釧路市黒金町8丁目2番地 防災庁舎4階	子ども保健部 健康推進課	0154-31-4524	平成26年4月 (平成28年1月20日)	年齢制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 所得制限:なし 回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 年数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:道の助成決定を受けた治療が対象、対象治療費から道の助成額を控除した額を対象とし、1回の助成額の上限は5万円、ただし治療方法C・Fの場合は上限2万5千円。 更に、特定不妊治療の一環として行われる「男性不妊治療」を合わせて行った場合、1回の治療につき5万円を上限として助成。(対象治療費から道の助成額を控除した額が対象) 対象者:治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満の夫婦のうち、次の全てに該当する方 (1)北海道特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けている方 (2)夫婦のいずれかが治療終了時及び釧路市特定不妊治療の助成申請時において釧路市に住所を有している方 (3)婚姻をしていること。(原則、法律婚を対象とするが、事実婚関係にある者も対象とする。) (4)同一の治療に関して、他の市町村から同等の助成を受けておらず、かつ、受ける見込がない方
131	釧路町	088-0628	釧路町東陽大通西1丁目1番地 保健福祉センター	健康福祉部子ども健康課 母子保健係	0154-40-5213	令和2年4月	対象:特定不妊治療以外の方法で妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断され、治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦のうち、次のいずれにも該当する者とする。 ●夫婦の一方または両方が、特定不妊治療終了時及び助成の申請時において町民である。 ●原則、法律上の婚姻をしている方(事実婚を含む) ●北海道特定不妊治療費助成事業の助成が決定している ●夫婦共に町民税を滞納していない ●他の市町村から同等の助成を受けておらず、受ける見込みもない 助成額:上限額50,000円または25,000円
132	厚岸町	088-1119	厚岸町住の江1丁目2番地	厚岸町保健福祉課 健康推進係	0153-53-3333	平成28年6月	【対象となる要件】次の全てを満たすこと。 (1)「北海道の特定不妊治療費助成事業の助成決定通知を申請日において3か月以内に受けている (2)婚姻をしている夫婦(事実婚関係にある方も含みます) (3)夫婦で厚岸町に住民登録のある期間が1年以上である (4)夫婦とも町税等の滞納がない 【治療内容と助成額】 保険適用外の特定不妊治療費から、北海道で決定された助成額を差し引いた実費額のうち、治療1回につき治療内容(道とおなじ)により15万円もしくは7万5千円を上限とする。あわせて男性不妊治療(精子を採取)は1回につき15万円を上限とする。
133	標茶町	088-2311	川上郡標茶町開運4丁目2番地 標茶町ふれあい交流センター	保健福祉課 母子保健係	015-485-1000	平成28年4月	北海道特定不妊治療費助成事業の助成の決定を受けた治療が対象 年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 助成回数:治療の対象となる子ども毎に初めて治療を受ける妻の年齢が40歳未満6回、40歳以上3回、男性不妊治療の助成回数は上記を上限 助成額:対象治療費から道の助成額を控除した額、上限額15万円、C・Fの治療上限額5万円、男性不妊治療上限額15万円 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の承認通知を受けていること)でかつ、治療終了時及び助成の申請時において夫婦いずれか一方が標茶町に住所を有する者。
134	弟子屈町	088-3292	弟子屈町中央2丁目3番1号	弟子屈町役場 健康こども課 健康推進係	015-482-2935	平成28年	対象:夫婦のいずれかが弟子屈町内に1年以上住所を有する者で、特定不妊治療又は男性不妊治療の該当となる者にあつては北海道から同様の給付の決定を受けた者または受ける見込みのある者 年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:40歳未満6回、40歳以上43歳未満3回 男性不妊治療は生涯1回 限度額:対象経費から道の助成額を控除した額とし、上限額15万円、C・Fの治療上限額7.5万円、男性不妊治療上限額15万円上限。
135	鶴居村	085-1203	阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地	保健福祉課	0154-64-2116	平成20年6月 (平成28年4月)	(治療費)北海道特定不妊治療費助成要綱に基づく助成額を控除した額で1回の治療に対する助成額は15万円以内。(交通費)公共交通機関を利用した場合は、要した費用の1/2以内。自家用車利用した場合は利用した路程1キロメートルにつき30円を乗じた額の1/2以内。1年度あたり2回を限度に通算5年間助成する 妻の年齢が40歳未満であるときは、通算6回(40歳以上であるときは通算3回) 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者で、申請日において鶴居村住民基本台帳に1年以上継続して登録されている者。

136	白糠町		088-0392	白糠町西1条南1丁目1番地1	保健福祉部 健康こども課	01547-2-2171	平成28年4月 (平成29年4月)	・健康保険適用外の費用の全額助成。 ・年齢制限・回数制限・通算助成期間の制限なし。 ※ただし北海道特定不妊治療費助成事業に定める要件に該当する方は、対象費用から道の助成額を控除した額を助成。 (1)夫婦が法律上の婚姻をしていること(事実婚も対象とする) (2)夫婦のいずれかが白糠町に住民登録を有すること (3)夫婦のいずれも町税及び国民健康保険税の滞納がないこと(現年度及び過去5年度課税分)。ただし、町税に滞納がある場合であっても、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく滞納処分が行われていない場合は、滞納がないものとする。 (4)夫婦のいずれも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること (5)他の市町村において、特定不妊治療又は一般不妊治療に要した経費の助成を受けていないこと又は受ける見込みのないこと (6)北海道特定不妊治療費助成事業要綱に定める治療を受けた者
137	根室市	根室	087-8711	根室市常盤町2丁目27番地	市民福祉部 保健課	0153-23-6111	平成26年4月	回数制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、限度額10万円 交通費:治療期間1回につき、上限5万円 北海道特定不妊治療費助成事業による助成を受けた者(既に北海道の)でかつ、治療が終了した時点で夫婦のいずれかが根室市に住所を有する者。
138	別海町		086-0203	野付郡別海町別海西本町101番地	別海町 民保健センター	0153-75-0359	平成20年4月 (平成29年4月)	北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けた方 特定不妊治療費 年間助成回数及び通算助成期間は限度なし 女性年齢は43歳未満までとする。 上限150,000円/回(ただし初回300,000円/回) 男子不妊治療費 特定不妊治療費のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合 初回のみ対象 上限150,000円/回 旅費 1万4千円2回まで助成する。 宿泊費5千円2泊を2回まで助成する。 妻の年齢が40歳未満であるときは、43歳になるまで通算6回40歳以上である時は43歳になるまで通算3回まで助成する。 1 夫婦のいずれか一方が別海町に住所を有する者。 2 婚姻をしている夫婦。 3 知事が指定する医療機関で治療を受けた者。(道外の医療機関でも対象となるので、相談してください)
139	中標津町		086-1047	標津郡中標津町東7条北3丁目3番地	中標津町保健センター 健康推進課 母子健康係	0153-72-2733	平成25年4月	北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定を受けた方 上限 1回目100,000円、2回目・3回目50,000円 女性年齢は治療開始時43歳未満までとする。 (1)夫婦の一方又は双方が中標津町に住民登録を有すること。 (2)北海道特定不妊治療費助成事業において助成の決定を受けた者。 (3)他の市町村で同じ治療に対して助成を受けていない者。 (4)町税等を滞納していない者。
140	標津町	中標津	086-1631	標津郡標津町北1条西5丁目6番1-2号	保健福祉センター 子育て支援室	0153-82-1515	平成23年4月 (平成28年4月)	年齢制限・所得制限:北海道の特定不妊治療費助成事業と同じ 回数制限:なし 年数制限:なし 限度額:対象治療費から道の助成額を控除した額、1年度10万円、通算50万円 (1)標津町に住民登録を有すること (2)法律上の婚姻をしていること (3)夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること (4)北海道特定不妊治療費助成事業で北海道知事が指定する医療機関で治療を受けた者 ※やむを得ない事情により道外において治療を行った場合は、都府県等から道助成事業と同様の指定を受けている医療機関で受けた治療のみ対象とする
141	羅臼町		086-1892	目梨郡羅臼町栄町100番地83	羅臼町役場 保健福祉課	0153-87-2161		特定不妊治療に要した費用額から、北海道特定不妊治療費助成事業による助成金額を控除した額に対して、1年度につき10万円、通算50万円を限度とし、助成します。また注射や投薬、人工授精など保険の適応外の不妊治療で、この治療に要した費用の自己負担額とし、1年度につき5万円、通算5年間を限度とします 回数制限:40歳未満6回、40歳以上3回 対象となる治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断され、実際に治療を受けた者のうち、次のすべての要件に該当する者となります。 ①羅臼町に住民登録を有する者、 ②法律上の婚姻をしている者、 ③夫婦の前年の所得(1月から5月までの申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること、 ④道助成事業で北海道知事が指定する医療機関で治療を受けた者